

予 防 危 第 5 号
令和3年11月12日

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

開口部のない耐火構造の床又は壁について（通知）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第33条第1項第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の取扱いについては下記による。

記

- 1 開口部とは、採光、換気、通風、出入等のために設けられたものであり、その設置については認められないものであること。
- 2 配管等の貫通部については、「耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造を定める件」（昭和62年建設省告示第1900号）に規定する施工がされていれば認める。